

竪坑櫓の登録有形文化財指定について

海軍炭鉱・国鉄炭鉱の遺跡群（1）

去る三月十六日、国の文化審議会は、志免町に所在する「旧志免炭業所竪坑櫓」を「登録有形文化財（建造物）」に登録しようとする文部科学大臣に答申しました。種別は「工作物・その他」。この意味は、おおむね、建築物以外で、用途が住宅でもない、という意味と理解していいでしょう。

登録有形文化財とは聞き慣れない言葉です。文化庁のホームページでは次のように説明しています。

*

「平成八年十月一日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する『文化財登録制度』が導入されました。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評

価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様な大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。これは届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。」

*

つまり、後世に残す価値のあるものについて、古いものから順次指定しては、保存が間に合わない……という危機感が背景にあります。従来の指定制度というのは国宝や重要文化財のこと。「文化財登録制度」は、「指定」ではなく「登録」という点に違いがあるのです。これにより、いつの間にか壊されてしまった、ということのないようにしようというのです。登録の基準は次のようになっていきます。

「建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後五〇年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

*

建設後五〇年を経過しているという基準は、単純に考えて一九五七年、つまり戦後の昭和三十二年より前に建設されたものが対象になることになり、六〇年代の高度経済成長による日本社会の急激な変貌が、逆にその前の文化を再評価させることになっているとも言えます。「昭和レトロ」と言われる、失われた昭和への郷愁と無縁ではありません。これをまた裏返すと、今建てられているものも、五〇年経てば文化財として評価される可能性が生じた、ということ。社会の変貌がそれだけ著しいということであり、それぞれの時代の証言者としての価値が見いだされることになったのです。



(写真)

志免炭業所の航空写真(須恵町上空から志免町側を望んだもの)。ボタ山がいくつも連なり、炭鉱住宅が整然と並んでいました。昭和18年(1943)完成の竪坑櫓と煙突が見えます。遠く、田んぼの中に広い運動場が目立ちますが、これは現在の志免町立志免中央小学校です。

志免炭業所竪坑櫓はもちろんコンクリート構造物それ自体に価値があることは間違いありませんが、竪坑櫓はあくまでも地表の構造物であり、それを必要としたのは地下深く石炭を掘るためでした。つまり、竪坑櫓は地表の構造物(五二・二メートル)と地下の構造物(深さ四三〇メートル)とを一体にとらえてこそ、大きな価値があると言えます。さらに、周囲に広がる地下の坑道や、ボタ山や、炭鉱住宅、町の行政や産業構造と切り離して考えることもできません。

竪坑櫓の場合は登録基準の(1)と(3)が当てはまることになりませんが、特に(1)の「歴史的景観」とは、そのように理解すべきでしょう。宿場町を街道から切り離しても意味がないのと同じで、有機的な連関をこそ見なければいけないとも言えます。

私はその意味で、海軍炭鉱・国鉄炭鉱の歴史は志免町の竪坑櫓だけではない、ということに強調したいと思っています。須恵町・志免町・宇美町・粕屋町の歴史は海軍・国鉄炭鉱を抜きに語れません。今回からしばらく、四町に散在する炭鉱関係の史跡を「遺跡群」という視点でとらえ直してみよう。竪坑櫓以外にも、消滅させてはいけないものがまだまだ残されています。